

◎新潟県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成25年7月30日

新潟県監査委員	野上	信子
新潟県監査委員	小林	林一
新潟県監査委員	桜井	甚一
新潟県監査委員	石上	和男

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
近藤 浩明	東京都杉並区大宮2丁目13番10号
清水 直隆	東京都文京区小石川1丁目14番3-404号
小池 秀昇	新潟県新潟市中央区幸西1丁目3番1-804号
丸山 雅弘	新潟県新潟市中央区下大川前通5ノ町2204番地フェリシア柳都1103号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年8月1日から平成26年3月31日まで